

養殖エコラベル（A E L）及びマリン・エコラベル・ジャパン（M E L）  
に係る確認事項

1. 一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会（以下「甲」という。）が運営するマリン・エコラベル・ジャパン養殖認証スキーム（以下「M E L（養殖）」という。）と一般社団法人日本食育者協会（以下「乙」という。）が運営する養殖エコラベル（以下「A E L」という。）は、日本の水産エコラベル認証スキームの健全な発展と認証取得者及び社会の利益のために、将来的に、双方が運営するスキームをM E L（養殖）に統合することを確認する。
2. 甲は、平成30年3月1日に公表したM E L（養殖）について、国際機関であるGlobal Sustainable Seafood Initiative（G S S I）から承認を受けることを目指す。
3. 1.の実現に向けて、今後、乙は、A E Lの認証を取得している事業者及びA E Lの認証取得を希望する事業者に対して、以下の対応を実施する。また、同じ旨を認証機関である公益社団法人日本水産資源保護協会（以下「日水資」という。）に通知する。
  - イ）A E Lにおいて認証取得及び更新を受け付ける際、M E L（養殖）の存在を知らせた上で、将来的に統合予定であることを説明する。ただし、その上で、A E Lの認証を取得したいという事業者に対しては、認証審査の受付を妨げない。
  - ロ）現在、A E Lの認証を取得している事業者の認証が有効である期間は、A E Lのロゴマークの使用を継続することができるものとする。
  - ハ）A E Lの認証を取得している事業者が、M E L（養殖）の認証取得を希望する場合、M E L（養殖）の認証取得事業者となることができるものとし、M E L（養殖）の認証機関がこのための移行審査を実施する。移行審査の詳細については、M E L（養殖）の認証機関が甲と協議して決定する。
- 二）ハ）の移行審査が実施されている期間の特例として、M E LのC o C（ver2.0）認証を取得している事業者がA E Lの認証水産物を取り扱う場合、M E Lのロゴマーク使用・管理規程に準じた取扱いとし、A E Lのロゴマークを貼付することができる。
4. 3.のハ）に基づき移行したA E Lの認証取得事業者は、甲が定める規格・認証スキーム、その他の規程類の規定に従わなければならない。なお、移行審査に合格をした場合

であっても、口)に記載するとおり、A E Lの認証を取り消す申請をしない限り、その認証の有効期間内であれば、A E Lの認証取得事業者としての権利を有する。

5. 甲と乙は、A E Lの認証を取得した事業者に対するM E L（養殖）の取得に向けた説明会を共同して開催するなど、本文書の内容等の周知を図る。
6. 甲及び乙は、本確認事項の合意の証として、双方のホームページに本文書を公表するとともに、双方押印の上、相互に1通ずつ保管する。

平成30年3月16日

甲

東京都港区赤坂1丁目9番13号

一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会

会 長 垣添 直也

乙

京都府京都市伏見区納屋町131

一般社団法人日本食育者協会

代 表 理 事 藤掛 進